

第 357 回（令和 4 年 2 月）定例県議会 代表質問

【質問者】伊藤勝正

≪質問項目≫

- 1.令和 4 年度予算編成について
- 2.県政改革方針及び行財政の運営に関する条例の改正案について
 - (1) 県政改革方針について
 - (2) 行財政の運営に関する条例の改正案について
- 3.オミクロン株に対する対応について
- 4.科学的知見に基づくコロナ対策を推進する体制強化について
- 5.難聴高齢者の認知症予防策について
- 6.秩序ある海洋レジャー環境整備のルール作りについて
- 7.特別支援教育の充実のための整備促進について
- 8.通学路の安全対策について

代表質問最後となりました。公明党・県民会議の明石市選出伊藤勝正でございます。

午前中からの代表質問で結構重複するところがあるんですけども、大事な思いを知事に伝えさせていただきたいと思っておりますし、またこれは会派の意見でもございますので、以下 8 項目 9 問を一括方式にて質問させていただきます。

① 最初の質問は、令和 4 年度予算編成についてであります。

令和 4 年度予算編成は、昨年 8 月に就任された齋藤知事にとりまして初の予算編成であり、今後の県政運営を展望する意味からも県内外から大変注目をされております。

12 月定例会で知事は、令和 4 年度当初予算は、私にとってもコロナ禍の創造的復興、躍動する兵庫を具体化するための最初の本格的な予算編成と述べられるとともに、新型コロナ対応に万全を期し、デジタル人材の育成を含む中小企業のデジタルトランスフォーメーションやスタートアップ、水素をはじめとしたグリーン産業の創出、更には観光戦略の推進、播磨灘大阪湾ベイエリアの再生など、ポストコロナ社会にふさわしい兵庫の姿を具体化する施策に積極的に取り組んでまいりたいと決意を述べられました。

また、知事は、予算編成プロセスについて、部局長のマネジメントによる創意工夫を尊重したボトムアップ型の予算編成を行い、厳しい財政状況下でも県民の命と暮らしを守り、夢と希望に満ちた躍動する兵庫を実現するため、めり張りの利いた予算編成を行っていくとされておりました。しかしながら、1 月の政務調査会で各部局から令和 4 年度重要施策の説明を聴取したんですけども、残念ながら昨年度までの施策との違いが余り感じ取れませんでした。知事の思いが各部局に伝わっていたのでしょうか。

知事が掲げられた来年度の重点施策の推進には、国の財政措置も不可欠と考え、予算編成に先立って例年行われる国の予算編成に対する県の提案に注目してみました。

この提案において、新型コロナウイルス感染症対策への支援を除く項目のトップに、新たな価値を生む経済の構築を挙げられ、ベイエリアの活性化に向けた海上交通の充実と水素社会の実現に向けた取組の加速を最重点項目とされ、先ほど紹介した知事答弁と符合するのですが、気になったのが、前年の国提案では8ページにわたり求めていた防災・減災対策、先ほど山口議員の質問でもありました一丁目一番地の施策だと思んですが、この防災・減災対策の推進など、安全な基盤の確立が、今回の国提案では3分の1ページしか触れられていませんでした。あくまで国提案での比較とはいえ、国提案は県政課題を反映したものであるとするならば、阪神・淡路大震災を経験し、頻発する災害に耐え得る社会基盤を先駆的に整備してきた防災先進県として大きな方針転換なのかと懸念するところがあります。

そこで、令和4年度予算編成の総括を伺うとともに、厳しい財政状況下で躍動する兵庫やポストコロナ社会にふさわしい兵庫の姿をいかに具体化されたのか、特に今までと異なる新たな予算方針、重点施策などについて、当局のご所見をお伺いいたします。

② 次の質問は、県政改革方針及び行財政の運営に関する条例の改正案についてであります。

②-1 まず、県政改革方針についてお伺いします。

昨年9月に行財政運営調査特別委員会が設置され、3年ごとの行財政運営方針の見直し議論がスタートをいたしました。

当初示された課題と検討方向では、事業の総点検、組織の多様性の推進、仕事の進め方の変革の三つの視点に基づいて行財政全般の見直しを行うとされたことから、その具体的な見直し内容について本会議等で知事の考えを確認してまいりました。

9月定例会の我が会派の代表質問に対して知事は、行財政基盤の立て直しの必要性、単に収支改善のための削減ではなく、守るべきことは守って、時代変化に合わせて変えるべき事業を一つずつ変えていくとされましたが、その後、新知事のもとで進められると予想していた事業の大胆なスクラップ・アンド・ビルドの具体策は見えないまま迎えた12月、副知事のもとで策定されました県政改革方針一次案と県政改革方針実施計画が突然示されました。しかも、ビルドを重視した行財政運営を掲げられているにもかかわらず、実施計画ではスクラップしか示されておらず、事業の縮小・廃止等で大きな影響を受ける県下の市町への十分な説明もなかったことから、基本方針に掲げられたオープンな県政、誰も取り残さない県政、県民ボトムアップ型県政という記述には大変違和感を覚えました。

一方で、財政収支見通しの試算に用いる経済成長率をベースラインケースに改めることや、県民の安全・安心に直結する県単土木の増額、民間活力の活用推進、大型投資事業の

慎重な検討など、評価できる点も少なくありません。

それだけに、この一次案をもっと早く提示されていたなら、見直し点についての具体的な議論を深めることができ、影響のある市町にも理解がいただけたのではないかと考えますと、今回の見直しの進め方は残念と言わざるを得ません。

昨年9月の代表質問で、民意が新しい県政を求めている以上、私たち議員も今までの既存概念を捨てて、齋藤知事とともに兵庫の新時代を築いていかなければならないと述べていただきました。この思いは今も変わりませんが、その前提には、議会や市町、県民への前広で丁寧な説明があることは言うまでもありません。

そこで、今回提案された県政改革方針に対する知事の率直な思いを改めて伺うとともに、県民から多くの指摘を受けたひょうご地域創生交付金や老人クラブ活動強化推進事業などの事業見直しについて、今後どのように見直しをされていくのか、方針策定の総括と併せて当局のご所見をお伺いいたします。

②-2 次に、行財政の運営に関する条例の改正案についてお伺いします。

この改正案には、幾つかの問題点があると考えます。

まず、一つ目は、改正前の条例にあった第1条の目的にあった県民の参画と協働を基調にという重要なキーワードが削除されたこととあります。我々の認識では、改正前の条例では、県民とともに行財政運営を進めていくという姿勢が打ち出され、そのことを象徴するのが参画と協働だったと考えております。そのキーワードを削除したということは、県民とともに行財政運営を進めていくという立場を放棄したということでしょうか。

二つ目は、第7条に規定された審議会の構成メンバーから県内で活動を行う団体を代表する者が削除されたこととあります。これは先ほどの1条の参画と協働が削除された話ともつながりますが、県内で活動するステークホルダーの理解のもと、行財政運営を進めていくという立場を放棄しているように見えます。

新たに、法律、会計または経済について知識経験を有する者が追加されておりますが、そのために団体の方を削除する必要はないと考えます。

三つ目は、第8条で、方針の見直しについて、3年ごとに見直しを行うとされていたものが、不断の見直しを行うとされていることです。これは毎年行うという意味でしょうか。もしそうであれば、毎年行うと明記すればよいと考えます。

四つ目は、条例名が県政改革の推進に関する条例へと変更されていることです。名は体を表すと言いますが、目的が、これまでの行財政構造改革の成果を生かしつつ、県民の参画と協働を基調に適切な行財政の運営を行うことから、県政改革を継続的かつ効果的に推進し、もって持続可能な行財政基盤を確立することへと大きく変わってしまっており、参画と協働というキーワードや審議会構成メンバーの県内で活動を行う団体を代表する者が削除され、行財政の運営に関する条例は、違うものへと変わってしまったのではないのでしょうか。もしそうであれば、条例改正ではなく、全く新しい条例として、県民や議会に諮

るべきです。

そこで、お伺いいたします。

条例改正によって、なぜ参画と協働というキーワードや審議会構成メンバーの県内で活動を行う団体を代表する者が削除されたのでしょうか。

もし知事が参画と協働を重要だと考えるのであれば、修正する考えはあるのでしょうか。修正しないのであれば、目的が大きく変わったとして、新しい条例として提出し直すことが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。方針の見直しの不断の意味と併せて、当局のご所見をお伺いいたします。

③④ 次の質問は、オミクロン株に対する対応についてであります。

世界中で猛威を振るったオミクロン株は、全国で新規感染者数が連日過去最高を記録するなど、今なお厳しい状況が続いております。

デルタ株の感染期は、オミクロン株ほどの感染力はなかったものの、重症化率が大変高かったため、病床が逼迫、入院を要する患者さんが入院できないという事態になりました。このため、連日のように患者の家族の方から、重症病床に入れてほしいという電話があり、対応に追われました。

これに対して、このたびのオミクロン株は、重症化率が低いので、病院に入れにくいという相談はなく、代わりに猛烈な感染拡大と軽症・無症状者の多さから自宅療養者が急増し、保健所機能が麻痺、自宅療養者に対するケアが十分に行えないという事態になりました。このため、連日のように患者もしくは患者の家族の方から保健所に連絡が取れないので、どのようにしたらよいのか分からないとの電話があり、対応に追われました。

この事態を受け、知事は、政府がまん延防止等重点措置の追加適用を兵庫県に決定した日の記者会見で、自宅療養者の急増に対応するため、自宅療養者や濃厚接触者の健康相談や医療機関案内、配食等の生活支援などを行う自宅療養者等相談支援センターを1月28日から新たに設置することを発表されました。確かに保健所機能が麻痺した段階において、このセンターの設置は大変有効であったと考えます。

ただ設置が遅過ぎたのではないのでしょうか。昨年11月初旬に世界で初めてオミクロン株が確認され、11月下旬頃には国内で初めての感染者が確認されました。その後、沖縄で感染拡大が急増するなど、国内で一気に広がりました。要は、本県で感染が急増するまでに世界や国内での情勢を踏まえ、オミクロン株の特性を十分に研究する時間があつたのではないのでしょうか。そのことから、現在の情勢を予見し、当該センターの設置をもっと早められたと考えます。

そこで、オミクロン株に対してどのような準備をされてきたのか。また、第7波に向けて後手に回らないためには何が必要なのか、当局のご所見をお伺いいたします。

次の質問は、科学的知見に基づくコロナ対策を推進する体制強化についてであります。

第6波では、新型コロナウイルスの変異種であるオミクロン株が猛威を振りましたが、

パンデミック下では、こうしたウイルスの変異等に対して、科学的な知見に基づいて、従来のやり方に固執するのではなく、柔軟かつ適切な対処によって感染防止対策を推進していくことが重要であります。

我が会派では、重要政策提言、予算要望の新型コロナウイルス感染症に関する最重点要望事項として、保健所機能の一体的な連携を図りつつ、疫学分析や公立病院、大学病院、産業界等の専門の関係機関が情報を共有・分析し、対策の立案や情報発信を行うようなセンター機能の体制整備の必要性を訴えてまいりました。

2年以上に及ぶコロナ対策の基本は人流を抑制することが中心でしたが、国においては、新型コロナの特徴が分かってきたため、外出自粛まで求めなくても感染が危機的状況になることはなさそうだと専門家では危機意識のレベルが統一されているとも言われております。政府としては、基本的対処方針として対策のひな形を示すにとどまり、あとは現場をよく理解している各都道府県知事の判断で休業要請や時短要請などの感染対策を行うことが求められております。だからこそ、政府の尾身会長等の科学的な分析を現場レベルの情報と突き合わせながら、県独自のより有効性の高い対策を推進していくことが重要となります。

本県では、感染症に対応する専門家の知見を取り入れる体制として、有識者ヒアリングや感染症情報の共有化システムによるデータ共有や分析、県立病院の治療情報の分析や神戸大学と連携した調査研究、健康科学研究所の感染症情報センターにおける情報の集約、分析、発信といった取組が行われていくところでありますが、これら役割を集約し、新型コロナ対策に特化したセンター機能を強化する必要があるのではないのでしょうか。

兵庫県の感染状況についてマスコミで報道されることが多い中、医師や専門家が政治的な判断を含んでいない科学的知見に基づいた分析や客観的な解説情報の発信も必要だと考えます。

知事が発信する情報は、社会経済活動と感染対策との両立をにらみ、最終的には科学的知見を内包した政治判断としての情報発信とならざるを得ません。だからこそ、科学的な知見に基づく情報を県民と共有できるようにすることがコロナ対策の納得性のキーであり、そのためのセンター機能を強化することが重要であると考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

⑤ 次の質問は、難聴高齢者の認知症予防策についてであります。

認知症を予防する上で大切なことの一つは、人との関わり合いだと言われております。認知症を発症した初期段階で家から出なくなり人との関係が減っていくと、認知症状は加速度的に進行していくとも言われております。

会話は重要な認知症の予防策です。しかし、加齢に伴い耳が聞こえにくくなると、会話すること自体をおっくうに感じるようになってしまいます。こうしたことを踏まえると、

コロナ禍においては、今後、加齢性難聴の方の認知症がかなり進むのではないかと危惧するところでもあります。

日本補聴器工業会の調べでは、加齢性難聴者の9割近い方が、補聴器使用で生活の質が改善したと答えておられます。さらに、難聴を放置していると認知機能の低下に關与することも分かってきました。

しかし、補聴器は非常に精密な医療機器であり、片耳で3万円から20万円、両耳だとその倍の費用がかかるため、年金生活での購入は大きな負担となります。また、補聴器を所有している人でも補聴器が合わず満足な使用ができないという調査結果も出ております。そのため、日本では補聴器所有率が14.4%と、諸外国に比べても圧倒的に低い状況にあります。

現在、国の補聴器購入への助成は、障害者手帳を持つ高度・重度難聴者が対象で、障害者手帳の対象とならない中等度以下の難聴者の補聴器購入には助成制度がありません。そうした中、最近、一部の自治体では高齢者の補聴器購入に対し補助を行うところも出てまいりました。県内では明石市が行っておりますが、市町だけでは財政的な負担も重いと考えます。補聴器の更なる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えられます。

我が会派では、このような難聴高齢者の認知症予防対策の観点から、補聴器購入費用の助成について、知事への当初予算申入れの最重点要望事項として検討を求めてきたところ、このたび来年度当初予算に計上していただくことになりました。

そこで、当初予算に計上された難聴高齢者の補聴器購入費用助成を今後どのように進められるのでしょうか。

また、今回は国の臨時交付金を活用して予算化が図られたとお聞きしておりますが、今後の恒久的な予算化についても併せてお伺いいたします。

⑥ 次の質問は、秩序ある海洋レジャー環境整備のルールづくりについてお伺いいたします。

昨年の決算特別委員会総括質疑でも取り上げましたが、本格的な海洋レジャーシーズンを控えて、早急に取り組むべき課題として、再度質問させていただきます。

県は、明石での水上オートバイによる危険行為や淡路での死亡事故を踏まえ、昨年11月から兵庫県水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議を開催し、今月2日には、その検討会議での対策の取りまとめとして、沿岸域を徐行とし、安全に配慮した操縦を周知徹底するなど、海域全てを対象としたものとしては都道府県で全国初となる独自ルールの設定が示されたところでもあります。

この問題は、昨年夏に明石市の海水浴場での危険な水上オートバイの走行が多くのマス

メディアで取り上げられ、同時期に淡路市の沖合を走行していた若い男女の乗った水上オートバイが消波ブロックに衝突する死亡事故が発生し、齋藤知事も事故現場を視察され、条例の見直し等に前向きな考えである旨、発言をされました。安全で安心して海洋レジャーを楽しんでいただくために、今回の規制ルールは最低限必要と考えますが、危険な水上オートバイを規制するだけでなく、これを機に港湾及び海岸における秩序ある海洋レジャー環境整備を目指すルールづくりが必要ではないかと考えます。

海でのレジャーといえば、幅広い世代の方が楽しまれている釣りやSUPなどのアクティビティがありますが、水上オートバイやプレジャーボートが港湾内や漁港内に進入してくることもあり、非常に危険なケースもあります。また、私の地元の明石の沖合はタコ釣りなどのメッカとして有名ですが、最近、プレジャーボートによるタコなどの乱獲、タコ釣りに使用するルアーなどの疑似餌が海底に根がかりしてそのまま残り、海底にごみとして放置されていることが問題となっております。漁業者の漁に影響があるばかりではなく、海の生態系にも影響を与えるため看過できません。

このような港湾及び海岸の状況、課題を把握して、秩序ある海洋レジャー環境を整備するためにも、悪質な水上オートバイの対策としてのルールづくりに終わらせず、本年秋に本県で開催される全国豊かな海づくり大会に合わせて、誰もが安心して楽しめる海洋レジャーのルールづくりを早急に進める必要があると考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

⑦ 次の質問は、特別支援教育の充実のための整備促進についてであります。

子供の数が減り続ける中で、特別支援学校・特別支援学級に通う児童生徒は年々増加しています。

特別支援学校の在籍者数は、2021年度には5,942人で、平成以降、最も少なかった1996年の3,201人から約85%増となっております。これは知的障害特別支援学校在籍者数の増加によるものであり、知的障害を抱える児童生徒の保護者の特別支援教育への理解が深まっているからだと考えられますが、その一方で、在籍者数の急増に伴う教室の狭隘化や遠距離通学の問題が生じております。特別支援学校の整備促進は急務であります。

また、県内の公立小学校にある特別支援学級の数と在籍者数も右肩上がり増加を続けておりますけれども、昨年9月に姫路市立小学校で発覚した児童への暴言・体罰問題は特別支援教育に関する専門性の向上や教員の資質向上の必要性が再認識される機会となり、この観点からも特別支援教育人材の育成を担う拠点としての特別支援学校の整備も急がれます。

県では、児童生徒数の増加が著しい阪神地域において、優先的に狭隘化解消対策を進めることとし、今後、西宮市及び川西市において新設特別支援学校を整備することとされておりますが、その他の地域については各地域、学校の実情に応じて今後検討を進めるとされております。

しかし、例えば、東播磨地域のいなみ野特別支援学校では、狭隘化が大きな問題になっているとともに、在籍する生徒の約 60%が明石市居住であり、長時間の通学が児童生徒や保護者の大きな負担となっております。

また、放課後等デイサービスの活用が進むことにより、授業終了時にはその送迎車等によって学校周辺が混雑するといった新たな課題も生じてきております。学校側の努力により送迎車等の整理もできているようですが、このような送迎車の対応スペースの拡充等、時代のニーズに対応していくことも必要であります。今後は、学校内のバリアフリー化の一層の進展、空調設備の設置の促進といったことも積極的に取り組んでいく必要がありますし、建物の老朽化対策も大きな課題であります。

計画的な教育環境の整備を図るため、先日、県立特別支援学校における教育環境整備方針も策定・公表されたところでありますが、阪神地域以外において、今後、狭隘化解消対策をどのように進めていかれるのか。あわせて、送迎車の対応スペースの拡充、バリアフリー化、空調設備の設置の促進、建物の老朽化といった課題にどのように対応されていくのか、当局のご所見をお伺いいたします。

⑧ 最後の質問は、通学路の安全対策についてであります。

昨年6月、千葉県八街市で児童5人が死傷する痛ましい事故が起きました。この事故を受け、棚橋国家公安委員長は、これまでの点検で十分に把握できなかった危険箇所を抽出し、二度とこのような事故が起きることがないように、実効性のある交通安全対策をできることから速やかに実施していきたいと発言をされております。

県警察においても緊急に学校等との合同点検を行い、12月末で終了したと聞いておりますので、抽出された箇所について早急に対策を進めていくことを要望いたします。

通学路の安全対策について、県警察では、これまでも学校や教育委員会、道路管理者、PTA、地元自治会等の関係者と定期的に通学路の安全点検を実施するとともに、連絡協議会等で通学路交通安全プログラム等の策定にも参画してきたところであります。

連絡協議会等で出た意見や要望には、例えば、取締りの強化や見えにくい白線をスプレーで見えやすくするなど対応していただいておりますけれども、通学路の安全対策の中でも信号機設置の要望については予算等の関係から要望に十分にお応えできない現状があると思います。だからといって危険な状態を放置してよい理由にはなりません。予算上すぐに信号機設置ができなくても、他府県の先行事例等も参考にしながら対応策を検討し、危険な状態を改善する方法を提案していくことが必要ではないでしょうか。

福島県では昨年9月から、小学校の通学路に信号機のない横断歩道での事故を減らすために、横断する際にセンサーに手をかざすとライトが点滅し、ドライバー等に横断者がいることを注意喚起してくれるデバイスを全国で初めて設置したとの報道がありました。その機器のメーカーにお話を伺いましたが、設置費用が安く、太陽光で電気を賄うため、設置工事も短時間で済むとのことでありました。また、先日は、信号機のない横断歩道での

事故を減らそうと県警と神戸市は路面を白とグリーンにカラー化した横断歩道を神戸市須磨区内に整備されたとの報道もありました。このようなデバイスの設置等も関係機関に交通安全のプロとして積極的に提案していくことが必要であると考えます。

そこで、今後、通学路の安全対策を更に強化していくためにどのように取り組んでいけるのか。

特に、信号機が設置されない場合の安全対策について、関係機関への働きかけも含めて、当局のご所見をお伺いいたします。

【齋藤知事】

公明党・県民会議議員団を代表しての伊藤勝正議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、令和4年度予算編成についてでございます。

令和4年度当初予算案は、躍動する兵庫の実現に向けて、また行財政改革の第一歩を踏み出す予算として編成をいたしました。

社会保障関係経費の増加や震災関連公債費の償還が続き、財政状況は依然として厳しい中、選択と集中を徹底するとともに、有利な財源、地方財政制度を活用し、収支均衡の予算を編成できたというふうに考えております。

予算編成における新たな方針として、部局の裁量経費である一般行政枠を拡大し、各部署局長の創意工夫によるマネジメントを重視しました。

また、新たに設定した新県政推進枠及び改革で見直した効果額を新規財源とするインセンティブとして、行革見直し効果枠を設定し、部署局長の創意工夫やビルドを促進する仕掛けに意を用いたところでございます。

また、特に重点的に取り組む施策については、年末年始に個別に知事協議を設定いたしまして、方向性、姿勢について議論しながら確認・共有もさせていただいております。その結果、各部署局長が創意工夫を凝らした施策にも私の思いが十分に反映されたものになっているというふうに考えております。

具体的には、三つの視点で重視をいたしました。

新しい成長の種をまき、スタートアップの育成など持続的成長発展を導くということです。2点目として、兵庫五国の地域の価値を高め、地域の魅力、ブランド力を高めていくこと、三つ目として、ヤングケアラーや発達障害児への支援、避難対策の強化など、安全・安心の網を広げることでございます。

なお、県民の安全・安心というものは全ての土台というものでございまして、とりわけ震災を経験した本県にとって議員もご指摘のとおり、防災・減災対策は重要な課題として捉えております。将来の財政負担に配慮しつつ、引き続き防災先進県として喫緊の課題に対応してまいりたいと考えております。

今後も持続可能な行財政基盤の確立、躍動する兵庫の実現に向け、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

次に、県政改革方針につきまして、答弁いたします。

知事に就任してから、行財政改革は私自身にとっても大きなテーマの一つでございました。持続可能な行財政運営を行っていく上で、現状に危機感を抱いたということで就任直後の今だからこそ、財政の実情を見える化して改革の姿勢を示すということが必要だと、そうした強い決意で今回の見直しに取組をさせていただいたというところでございます。

ただ、見直し内容が多岐にわたったというところで、一次案としてのご提示が議員もご指摘のとおり、市町の予算編成が佳境に差し迫った12月となったということで、市町との対話が不十分であったとのご意見も多数頂戴しているというところでございます。こういったご指摘は真摯に私も受け止めまして、今後の県政運営に謙虚に生かしてまいりたいというふうに考えております。

県政改革方針案には、まず三つの基本方針を掲げ、改革の方針をお示しました。

また、新たな財政フレームでは、税収や財政指標を堅実に見込むために、経済成長率をベースラインケースに見直しをいたしました。事務事業の見直しでは、単なる歳出の削減ではなく、ビルドを重視した改善にも取り組みました。投資的経費、投資事業は、将来の財政負担に配慮し、別枠事業についても、通常事業と同様に地方財政の伸びを踏まえて、上限を設ける一方、防災・減災対策など喫緊の課題にも対応できる持続可能な枠組みを今回設定したというところでございます。

さらに、今後、政策課題に的確に対応できる体制を整備するというところで、本庁組織を5部から12部体制に見直しもいたします。こういった取組を着実に推進することで、躍動する兵庫の実現に向けた持続可能な行財政基盤の確立を目指してまいります。

ご指摘の兵庫地域創生交付金や老人クラブの活動強化推進事業費など、今後の改善の方向性を検討する事業とさせていただいたものにつきましては、その見直しにおいては時代の変化を的確に捉えながら検討してまいります。その際には、県議会や市町、関係団体、県民の皆様との丁寧な説明を行い、合意形成を図ってまいりたいと考えております。

次に、条例の改正案についてでございます。

参画と協働につきましては、改正後の条文には明記はしておりませんが、その理念を基調とする県民ボトムアップ型の県政の推進を県政改革の基本方針に規定するなど、参画と協働の理念は当然に踏襲すべきものと考えているというところでございました。

行財政運営審議会については審議会の委員のご指摘も踏まえまして、専門的、客観的に事業を評価する体制に見直しを行うために、委員構成を変更したというところでございます。

もちろんこうした今後の事業の見直しにおいて、関係団体との理解と協力が不可欠でありまして、来年度実施する事業レビューでは、審議会による外部評価に加え、関係団体からも事業所管課からしっかり意見を個別に聴取した上で丁寧に事業の見直し、そして再構築に取り組んでいきたいと考えております。

不断の見直しというふうにさせていただいておりますのは、3年ごとに行財政全般にわたる大がかりな見直しを行うのではなく、時々の課題をしっかりと把握し、迅速に対応する

ため、毎年度課題に対応した見直しであったり、事業の再構築、いわゆるイノベーション形の推進を行うためということを感じているものがございます。

知事に就任させていただきましてから県の財政は外から見ていた以上に大変厳しく、新たな改革を行う姿勢を今だからこそ示さなきゃいけないという強い思いを持って私は取組をさせていただいております。そのためにも条例名も改めまして、行財政全般にわたる改革を県政改革と位置付け、出させていただきました。

一方で、これまでどおり知事と議会が車の両輪となって行財政運営を進めていくということに変わりはありません。このため議会とつくり上げてきた基本的な枠組みを継承しながら改革に取り組む新たな理念、手法を取り入れたいという思いから今回改正という形で上程をさせていただきました。これまで行財政運営に取り組む枠組みについては、議会の皆様とともにつくり上げてきたということでございます。今回上程させていただいた条例案もその経緯や重みを大切に、皆さんと一緒につくり上げていきたいと考えております。ご意見を踏まえまして今後の対応については検討させていただきます。

次に、オミクロン株の対応についてでございます。

県では、昨年10月以降、第6波に備えまして、やはり病床や保健所の機能強化が大事だということに考えました。病床等の更なる確保、宿泊療養施設の医療強化型のケア強化など、医療提供体制の充実をさせる、そして、応援職員の研修実施など保健所体制を強化する、市や町と連携した生活支援の実施など、自宅療養者のフォローアップ体制の強化に取り組んできたところでございます。

また、オミクロン株に対しても感染力が強いとされるその特性を踏まえまして、当初は陽性者全員入院としていましたが、知見の積み重ねにより、症状に応じて適切な療養の徹底を図り、小児医療への強化も図ってきたというところでございます。

1月中旬以降の感染拡大に伴いまして、自宅療養者相談件数が急増いたしました。必要に応じて健康相談コールセンターの回線増、それから研修を行った応援職員を現場に派遣するなど、保健所体制も順次強化してまいったというところでございます。

更なる感染拡大に対応するために、1月28日に自宅療養者等相談支援センターを設置したり、保健所業務を支援するという応援室をつくらせていただきました。これも全て保健所業務の逼迫が懸念される中で、何とか対応したというところでございまして、センターの設置時期も含めて適切な対応であったというふうに考えておりますので、ご理解賜ればと思っております。

現在、感染者数は減少傾向にありますが、病床利用率はまだ高止まりなど予断を許さない状況でございます。当面は高齢者へのワクチン接種の推進など、第6波収束に向けて全力で取り組んでまいります。感染状況が落ち着き次第、議員ご指摘のセンターの設置時期なども含めて、今回の対応を振り返った上で、次なる波に備えて医療提供体制の強化など必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、科学的知見に基づくコロナ対応への強化でございます。

現在は、オミクロン株が猛威を振るい、コロナの収束はまだ見通せないところでございますが、県としては引き続き患者の生命を守るため、自宅療養者へのフォローアップなどに努めるとともに、第6波の収束に向け全力を注いでいるというところでございますが、今後は次なる波に備えて新たに体制を強化していくことが必要だと考えております。感染症対策の強化に当たりましては、知見やデータ分析を充実して活用していくことが議員ご指摘のとおり重要でございます。そのため、大学などの関係機関と連携して、調査・研究を進めるほか、保健所設置市も含めた全県でのデータを共有して感染状況の傾向の把握などを行う感染情報共有化システムの構築、県立病院において治験・治療情報の分析を行い、そこから得られた知見や専門家からの助言を県の施策に反映していくということが大事だと考えております。今回のまん延防止の延長の要請に当たりましても専門家のご意見を聞いて対応したというところでございます。

また、現在専門家との共同会見や最新の知見を伝えるビデオのメッセージの配信など、情報発信の充実にも取り組んでいるところでございますが、更にエビデンスなどを踏まえた分かりやすい情報提供にも努めてまいりまして、県民の皆さんに対する理解を深めていくことにもつなげてまいりたいと考えております。

県としては、今後の感染対策の推進体制の強化に当たりましては、大学等関係機関と連携したこれらの取組を強化し、いわゆるコロナの本部の機能を専門家の方々との客観的、そして納得感が得られるデータをいただきながら、県民の皆さんにとってもそれを発信して、対策を決めていくという体制、いわゆるコロナの本部の機能強化を図っていききたいというふうに考えております。

次に、秩序ある海上レジャー環境のルールづくりについてでございます。

港湾や海岸は物流、産業、防災などの機能に加えまして海洋レジャーの交流機能も有しております。海洋レジャーは、海水浴、釣りなどに加えてプレジャーボート、オートバイなど、それから議員ご指摘のカヌーやSUPなど、非動力の船など、時代とともにその楽しみ方や遊び方については多様化しております。

海洋レジャーについては、港湾法などの法令に抵触しない範囲で自由使用が原則だということで、それゆえに一部のマナー違反者と他の利用者の間で危険行為による事故、ごみの問題など諸問題が次々と顕在化しております。

顕著な例が議員もご指摘の昨年発生した水上オートバイの危険行為問題でございまして、来年度からは県のほうでも検討会で取りまとめた結果を踏まえまして、優良ユーザーの拡大、県独自のルールの設定、啓発パトロールの強化など対策に取り組んでまいります。遊漁者によるタコ釣りについては、平成28年に漁業者と遊漁者が協力して明石沿岸タコ釣りルールが設けられました。このルールの遵守に向け、関係者と連携しながらしっかりと取り組んでいるというところでございます。

また、県が管理するボートパークでは、指定管理者がプレジャーボートの利用者に関して、ノリの養殖漁場への進入禁止など、漁業者への配慮事項や危険運転防止のための安全

運行のルールなどに関する講習会を実施し、マナー啓発に努めているというところがございます。

海洋レジャーは、周囲の安全確保と他者に迷惑かけないマナー遵守が基本でございます。来年度からはまず水上オートバイの対策に注力しつつ、引き続き地域の実情に応じたルール、そしてマナーなどの啓発に取り組み、豊かで美しい兵庫の海づくり、これは今年、まさに秋に全国豊かな海づくり大会もありますし、そういった意味で、誰もが安全かつ快適に利用できる環境づくりの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【片山副知事】

難聴高齢者の認知症予防策についてお答えいたします。

コロナ禍の外出自粛による体力・気力の低下が、認知症の進行につながることを懸念されておまして、高齢者の社会参加活動の維持・継続のため、様々な方策を講じる必要がございます。

その一つとして、補聴器を使うことが社会参加にどのように影響するかの調査を令和4年度に行う計画でございます。具体的には、中等度難聴の高齢者約400人に購入費用を助成して補聴器を使っただき、調査を行います。

一方、補聴器が認知症リスクを低くする効果につきましては、WHOが、科学的根拠がいまだ十分でないとの見解を示しておりますため、国が研究を進めておまして、県といたしましては、国の研究の動向を見極める必要があると考えております。

恒久的な制度化につきましては、加齢性難聴が全国共通の課題でありますことから、広く全国に適用される制度として、国において対応されるべきものと認識しております。

このたびの調査で、補聴器の社会参加を促進する効果が得られました場合には、国への制度提案として活用していく考えでございます。

【西上教育長】

私から、特別支援教育の充実のための整備促進についてお答えをいたします。

本件では、概ね5年ごとに今後の特別支援教育の方向性を示します特別支援教育推進計画を策定してまいりました。その中で学校の狭隘化を含め、教育環境の整備にも取り組んでいるところでございます。

現在、児童生徒数の増加が著しい阪神地域におきまして、地元市町の協力もいただきながら、むこがわ特別支援学校、阪神北地域新設特別支援学校の整備を進めているところでございます。次は、東播磨地域と認識をしているところですが、整備には多額の経費がかかります。県の財政状況が厳しい中がございますので、当面は地元市町に活用可能な地域の情報提供など協力を求めながら今後の児童生徒数の見通し、また整備手法など、課題を整理し、その対策を検討してまいります。

また、このたび本県独自に策定いたしました特別支援学校の教育環境整備方針につきましては、障害種別に応じて、一つとしては一人ひとりの可能性を伸ばすこと、二つとして

は安全・安心な生活学習空間を確保すること、三つといたしまして、関係機関等との協働による切れ目ない支援を行うこと、これを実現するために今後必要となる教育環境を国の設置基準等も踏まえまして策定したところでございます。

この中では、スクールバスの確保、また放課後等デイサービスの送迎に関する安全性を向上するための車道誘導ルールの設定や駐車スペースの確保、またバリアフリー化や空調設備、老朽化などについても進めることとしております。

今後とも特別支援教育につきまして、ご指摘のありました教員の資質向上とともに環境整備にも取り組んでいきます。引き続きご支援よろしくお願いいたします。

【種部警察本部長】

通学路の安全対策についてお答えいたします。

通学児童の安全確保につきましては、昨年6月に千葉県で発生した下校中の小学生の死傷事故を受けまして、教育委員会、道路管理者等と通学路合同点検を実施し、警察による対策が必要な箇所を549カ所把握したところであります。このうち189カ所につきましては、既に昨年中に横断歩道の設置、補修、信号機の歩車分離化、警察官による保護誘導活動や交通指導取締り等の措置を講じたところであります。

県警察では、新年度から交通部交通規制課に通学路対策係を新設して対策の加速化を図りますとともに、引き続き関係機関等と連携し、信号機や横断歩道の設置、ゾーン30等の交通規制の実施等、効果的な対策を積極的に推進していくこととしております。

また、信号機の設置が困難な場所におきましても、一時停止等必要な規制を行うほか、さらに路面に止まれの文字を強調して表示するなどの安全対策を講じております。

これらに加えまして、新たな取組として、昨年9月には、神戸市や明石市と連携し、横断歩道の手前で車両の速度低下を促すため、路面から10センチメートル程度かさ上げした横断歩道を設置したほか、本年1月には、神戸市と連携し、横断歩道の白線の間を緑色に塗装して視認性を向上させる横断歩道のカラー舗装を実施いたしました。

さらに議員ご指摘の光の点滅による注意喚起デバイスにつきましても導入に向け、道路管理者と必要な調整を進めているところであります。

今後も関係機関等と連携し、通学路における交通安全の確保に努めてまいります。

【伊藤】

再質問したいと思います。

改正条例についてであります。

午前中の小西議員の質問でも、恐らくちょっとお答えいただけてないんじゃないかなと思う。私も質問させていただいたけど明確なお答えがないと思いましたが、この改正された条例になぜ参画と協働というキーワードが削除されたのか。

要は、知事は先ほど午前中からずっとこの理念は踏襲すべきものだと、踏襲すべきものをなぜわざわざ削除されるのか、その点をお聞きかせください。

【斎藤知事】

お答えをいたします。

今回の条例については改正という形でさせていただきました。参画と協働というものは、当然基本理念として踏襲すべきものだというふうに考えております。

今回の条例については、その中で私自身としてのこれからの新しい改革に向けての基本理念であったりとか、そういうことを明記しながら、あとは審議会の在り方、そういったものをどういうふうに進めていくかということを確認にさせていただくという意味での条例改正にさせていただきましたので、そういった意味では、参画と協働をあえて除いたという趣旨というよりも、そういった新しい時代に合わせた改正という形でさせていただく中で、結果としてはその文言が取られるという形になりましたけれども、ここはちょっと繰り返しになりますけれども、思いとしては当然参画と協働というものは明言されていなくても踏襲すべきものだというふうに考えておりますので、そこはちょっとご理解いただければと思っております。

【伊藤】

知事、思いは理解しているんですよ、我々。もう分かっているんです。

時代に合わせて変えていきますとおっしゃいました。であるならば、再度質問させていただきます。

なぜ新たな条例にされなかったんですか、お聞かせください。

【齋藤知事】

ここは先ほども答弁させていただきましたとおり、これまで議会と県とでつくり上げてきました基本的な枠組みを継承しながら改革に取り組む新たな理念、そして手法を取り入れたいという思いから、改正という条例にさせていただいたというところでございます。

【伊藤】

もう申し上げません、もうコメントにします。

何度聞いても新しい条例にされたほうがすっきりいくと思います。

最後コメント申し上げます。

知事は、開会日の県政改革方針の提案説明でこうおっしゃいました。目指すのは、躍動する兵庫の実現に向けた持続可能な行財政基盤の確立です。県議会はもとよりこれまでの参画と協働の理念に基づき、県民ボトムアップ型の県政を進めるため、市町、関係団体、県民の皆様のご理解とご協力を得ながら取り組んでまいります。もうそのとおりだと思います

兵庫の未来は、持続可能な行財政基盤の確立があつてこそだと私も思います。ただ、納得や理解を深める説明とか、議論とか、対話がないまま進められたんでは、これはボトムアップ県政と言えるのでしょうか。

県政改革方針や改正条例案は、本県にとって必要なもので、ちょっとじっくり議論する時間はないのでどうかご理解ください。これはもはやボトムアップ県政とは言わないと思います。トップダウン型県政です。

行財政改革は進めるべきですし、そのための議論は大歓迎であります。改めて大いに議論していきたいと思えます。

今後は、年末の一次案とか、今回の改正条例案の進め方を大いに反省いただいて、知事のリーダーシップのもと、本当の意味でのボトムアップ県政を目指していただくことを期待し、質問を終わります。ありがとうございました。